

平成 2 8 年度

定例監査報告書

美里町監査委員

美里監第35号

平成28年11月18日

美里町長	上田 泰弘 様
美里町議会議長	中川 政司 様
美里町教育委員会委員長	高田 幸也 様
美里町農業委員会会長	上田 泰弘 様

美里町監査委員 遠山 史朗

美里町監査委員 福田 秀憲

平成28年度定例監査結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により、意見を添えて別紙のとおり報告します。

監 査 の 期 日 及 び 対 象

月	日	曜	午 前	午 後	場 所	
			9時～12時	1時半～4時半	午 前	午 後
10	17	月	砥用中学校	経 済 課 (農業委員会)	砥用中学校	中央庁舎 執行部控室
	18	火	水道衛生課 (上水道係)	励徳小学校	水道衛生課 (事務所)	砥用庁舎 庁議室
			東部出張所	砥用小学校	東部出張所	砥用小学校
	19	水	水道衛生課 (下水道係)	社会福祉協議会 (指定管理者施設含)	砥用庁舎 庁議室	社会福祉 協議会
	20	木	福 祉 課	指 定 管 理 者 (美里地域づくりコンソーシアム)	砥用庁舎 庁議室	B & G 海洋 センター
	25	火	健康窓口課	林務観光課	砥用庁舎庁議室	
	27	木	中央小学校	教 育 課 (社会体育・教育係)	中央小学校	中央公民館
	28	金	中央中学校	教 育 課 (学校教育係)	中央中学校	中央庁舎 執行部控室
	31	月	住 民 課	建 設 課	中央庁舎 執行部控室	砥用庁舎 庁議室
11	4	金	税 務 課	企 画 情 報 課	中央庁舎 執行部控室	砥用庁舎 庁議室
	7	月	会 計 課	総 務 課	中央庁舎執行部控室	
			議 会 事 務 局			
8	火	各種公共施設等現地調査		佐俣配水池 くすのき平仮設住宅 永富第1配水場 内園小崎線 フォレスト・ロングジップ	第二二俣橋 下原高木線 多目的集会所 (備品監査)	

第 1 . 監 査 総 括

定例監査を実施するに当たっては、各課等から事前に提出された監査資料に基づき、事業内容及び事業推進上の課題等について聴取し、次の点に主眼をおいて行った。

- 1) 町の財務に関する事務が関係法令等に準拠し適正か。
- 2) 町の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的か。
- 3) 財産の管理は適正に行われているか。
- 4) 町の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工状況等が適正か。

当日は、担当課長及び担当係長に出席を求め、諸帳簿及び証書類の整理記帳は完全か、財産の管理はどうか等、指摘すべきは指摘して、改善を要する点については適切な処理を講ずるよう指示したところである。

事務処理等は、概ね適正に処理されていることが認められた。

また、去年の指摘事項の措置状況は事前に提出されていた、改善スケジュールに添って概ね適正に処理され改善されていた。

監査結果については各項目のとおり報告する。

第 2 . 各 項 目 に つ い て

1 予 算 の 執 行

財政を取り巻く環境は、普通交付税の合併算定替えの減額が 27 年度から実施されており、今後も厳しい状況が続くと思われる。この状況を全ての職員が正しく認識し、事業の重要度、優先度を見極め、事務・事業の遂行に努力することが大切である。

事務処理上改善及び検討を要する点については、その都度指示してきたところであるが、予算の適正な執行と事務の合理化、効率化に更に努力されたい。

2 収入事務

調定事務・徴収事務・現金取扱事務については、適正に処理されている。しかし、28年度は相次ぐ災害（熊本地震・集中豪雨）に見舞われ、各種税金・保育料・各種使用料等の滞納者の増加が懸念される。復旧・復興等で多忙を極めると思うが、各課横断した「債権収納対策機構」を活用し、早期に徴収を進められ、高額・長期化しないように対応していただきたい。

町民の意識高揚のためにも職員のおお一層の奮起を望む。

3 町税

台帳・帳簿・証拠書類は整備され、記帳は適正に処理されている。今後は被災者からの減免申請処理についても迅速・的確に対応処理され、公平な課税・徴収に努められたい。

4 起債及び一時借入

起債の目的・資金種別・時期・限度額・方法・借入先、利率及び償還の方法等は適切である。

熊本地震や豪雨災害復旧のための町債発行についてはやむを得ないが、投資的な起債の発行予定額については、第2次行財政改革で定めている限度額3億円が守られている。

5 支出事務

財務会計システムを利用した会計処理により計算相違は無く、関係者のチェックによって関係簿冊及び証書類は正確に整備されている。

6 現金及び有価証券等の保管

現金については、保管体制とその責任の所在が確立されており、かつ毎月末の預金の残高証明書を取り、照合確認されているのは当

を得ており良好である。

有価証券及び出資による権利証券は、会計課で確実に保管されている。

7 契約事務

契約事務については、法令及び条例等に則して処理され、適正な契約がなされているが、本年度も発注後の契約内容の変更が多々見受けられた。担当課の配慮を望む。

8 工事関係事務

施行何から竣工検査に至るまでの関係書類はよく整備されている。

諸工事については、適切な指導監督により成果が得られているが、関係課においては定期的に現場に出向き、工事の進捗状況確認と、工期内の工事完了に努められたい。

なお、管理職においては円滑な工事の実施、及び現場の士気向上の面からも、工事の大小に関わらず、今後も随時現場に出向き状況把握に努められたい。

9 財産管理事務

備品台帳は、総務課行革管財係で管理されており整備も進んでいるが、一部の課においては台帳と現物の照合が出来ない物品が見受けられたため、早急に整備される事を望む。

また、教育課においても「美里町立学校備品管理規程」に基づいて整備が進められているが完了に至っていないため、今後も学校事務職員と協力し、早期に台帳整備及び適正な備品管理に努められたい。

公有財産については、公共施設等マネジメント計画の取りまとめが28年度中に予定されており、今後は決定事項について地区住民や利用団体への理解を得られるよう対応されることを望む。

最後に、本年度新たに指定管理者が指定されたが、指定管理の導

入の目的を十分に認識していただき、町の貴重な財源を有効に活用するため、町当局としては定期的に適切な指導を望むものである。

第3. 結 語

今回の監査も前年同様、指導に重点をおき審査したものであり、項目ごとに記述したほか書類審査及び現地調査の時点において、それぞれ指摘してあるので速やかに実行に移していただきたい。

今後も普通交付税の合併算定替えの減額等により財政の硬直化は進むことが予想される。このような中で、予算の適正配分を目的とした事務事業評価を5年ぶりに実施されている事は評価できる。少ない財源でより計画的かつ効率的な財政運営が求められるため、町民が何を求め、何を期待しているのかを常に把握し、町民の負託に応える義務がある。

本年は、未曾有の災害に見舞われた中で、町当局の努力により激甚災害の指定や、町単独補助事業の拡大、広報みさと「号外」の発行による町民への周知に取り組みられるなど、関係者の時宜を得た対応は評価できる。

一日も早い復旧・復興に向けて、なお一層努力されることを望んで結語とする。